

令和3年度第6回  
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和4年2月9日（水）

## 令和3年度第6回東大和市個人情報保護審議会

### 1 日時

令和4年2月9日（水）午前10時から午前12時

### 2 場所

東大和市役所会議棟第1・2会議室

### 3 出席者

#### （1）審議会委員

① 会長	田村 茂	出席
② 職務代理人	池田 陽子	出席
③ 委員	中間 建二	出席
④ 委員	古庄 野火	欠席
⑤ 委員	飯田 富雄	出席
⑥ 委員	奥田 真由	出席
⑦ 委員	横山 昌明	出席
⑧ 委員	関田 賢治	出席

#### （2）市長

尾崎 保夫

#### （3）事務局

- ① 総務部 阿部部長
- ② 文書課 嶋田課長、吾郷係長、松本主任

#### （4）説明員

- 諮問1 高齢介護課 石嶋副参事、池田係長
- 諮問2 障害福祉課 大法課長
- 諮問3 健康課 志村課長、弥勒係長
- 諮問4 ごみ対策課 中山課長、福土主事、白川主事
- 諮問5 ごみ対策課 中山課長、福土主事、白川主事
- 諮問6 会計課 當摩会計管理者
- 諮問7 産業振興課 佐伯副参事

### 4 議題

#### （1）諮問案件

- ① 包括的支援事業におけるオンライン結合による外部提供について
- ② 障害者自立体験とびたち支援事業の委託について
- ③ 母子保健事業における産後ケア事業に関する事務の委託について
- ④ 家庭廃棄物処理手数料の減免事務の委託について
- ⑤ ごみ対策カレンダー等配布事務の委託について

⑥ 収納及び支払事務におけるオンライン結合による外部提供について

⑦ 観光推進事業におけるオンライン結合による外部提供について

## (2) 報告案件

① 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について

## 5 会議の公開

会議は公開により行った。

## 6 傍聴人数

0人

## <会議内容>

### 1 開会

#### ○阿部部長

おはようございます。定刻前でございますが、皆様お揃いでございますので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況の報告をお願いします。

#### ○嶋田課長

委員8名中欠席者1名。よって会議は成立しております。以上でございます。

### 2 市長挨拶

#### ○阿部部長

続きまして、市長よりご挨拶がございます。お願いします。

#### ○尾崎市長

皆さん、おはようございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、現在新型コロナウイルス感染症につきまして、感染力が非常に強いオミクロン株が猛威を振るっており、保育園の休園や、小中学校の学級、あるいは学年閉鎖をはじめ、東大和市内におきましても危機的な感染状況となっております。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に、迅速かつ的確に対応していくことが求められており、市におきましては、既存の事務に加え、事務内容の見直しや新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。これらの事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となっておりますことから、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。暦の上では立春を過ぎましたが、まだまだ寒い日が続いております。委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

#### ○阿部部長

ありがとうございました。

### 3 審議会への諮問

#### ○阿部部長

次に、審議会への諮問でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、読み上げのみを行うことといたしまして、諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。また、皆様方に配布をさせていただいたものと同様でございますので、そちらでご確認をお願いいたします。

#### ○尾崎市長

諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問をいたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。以上です。よろしく申し上げます。

#### ○阿部部長

ありがとうございました。なお、市長はこのあと公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしく申し上げます。本日の諮問事項は、お手元でございます7件でございます。それでは、この先の会議の進行につきましては、会長、お願いいたします。よろしく申し上げます。

### 4 諮問案件の審議

#### ○会長

皆さんおはようございます。それでは、「令和3年度第6回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。本日は諮問案件7件でございます。スピーディーな進行にご協力をお願いしたいと思います。

#### 諮問1「包括的支援事業におけるオンライン結合による外部提供について」

#### ○会長

まず、諮問1「包括的支援事業におけるオンライン結合による外部提供について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。それでは、説明をお願いいたします。

#### ○石嶋副参事

福祉部高齢介護課、高齢者施策推進担当をしております石嶋です。隣は地域包括ケア推進係長の池田になります。よろしくお願いいたします。私からは諮問案件1点目「包括的支援事業におけるオンライン結合による外部提供について」、こちらについてご説明をさせていただければと思います。

諮問資料の3ページ目をご覧ください。今回、オンライン結合による外部提供というところで、資料の5ページ目になりますが、個人情報取扱事務の届出事項、こちらを提出させていただきました。今回、届出事項の内容につきましては、変更になります。資料の5ページ目の様式、届出事項になりますが、その変更の箇所でございますが、中段の9番処理形態のところ、オンライン結合を新たに追加をさせていただいているところでございます。併せて15番目の備考でございますが、こちらの四角に囲んでいるところでございますが、変更となった内容につきまして、記載をさせていただいています。(5)といたしまして、包括的支援事業におけます認知症総合支援事業として、令和4年度か

ら、二次元コードを活用した認知症身元不明者の対応として、「どこシル伝言板 オレンジQRコード」、こちらは仮称でございますが、こちらを実施することを考えておりますことから、届出事項の変更を行うこととなっているところでございます。補足資料で説明をさせていただければと思いますので、補足資料をお手元に併せてご用意お願いいたします。

補足資料の1枚目をお開きください。今回の諮問の案件名といたしましては、包括的支援事業における認知症行方不明者対応に係る保護対象者情報、こちらのオンライン結合による外部提供ということで、個人情報を取り扱う事務のオンライン結合による外部提供につきまして、条例第13条第2項第2号に基づきまして、今回審議会委員の皆様から予めご意見を伺うこととなっているところでございます。

2番の(1)の外部提供の内容について、ご説明をさせていただきます。認知症の高齢者の方が、外出先から帰宅が困難になった際、例えば家からふらっと出てしまっただけで、帰る道がわからなくなった方が見受けられるようなことがあった際に、迅速に安心して、認知症高齢者の方がご帰宅できるような事業といたしまして、「どこシル伝言板」というシステムを活用するものでございます。「どこシル伝言板」というものの説明になりますが、認知症の高齢者を想定しておりますが、被保護者の登録の情報を、予め二次元コード化の情報の中に入れて、被保護者、高齢者の身に着けている鞆ですとか洋服に、二次元コードがシールになっているのですが、貼り付けていく内容でございます。なお、このシールにつきましては、洋服に貼ったとしても、洗ってもすぐ取れないようなものでございます。この事業を実施していると知っているその他の市民の皆様等が、この方、ふらふらされていて大丈夫かなと心配になった時に、その洋服ですとか鞆に二次元コードが貼られていた場合に、皆さん今スマートフォンをお持ちの方、多くいらっしゃると思いますので、ご自身のスマートフォンでその二次元コードを読み取りますと、そのバーコードに登録を予めしております認知症の高齢者の親族等、3名程度が上限なのですが、そちらに対して、今こういう状況ですというメールが届くような流れとなっているところでございます。その後、発見をされた方とメールが届いた親族の方とで、電子上の掲示板等でやりとりをしながら、発見時の状況ですとか、その方の身体のご様子ですとかを情報共有をしながら、最終的には認知症の方がお家まで戻れるような形のシステムとなっているところでございます。予め登録をしておく情報なのですが、個人名そのものを登録をしますと、いろいろ課題等問題も発生することも懸念されておりますので、登録情報につきましてはニックネームを予め登録する形になっております。ニックネーム、あとは生年月日、性別、その方の身体的特徴、既往歴、保護された時に注意してもらいたい事項等、発見の時に通知するメールアドレス、そちらを予め登録しておきまして、発見者が読み込んだ時に、情報が開示されつつ、親族等に連絡が行くシステムでございます。こちらのシステムを活用するに当たりまして、システムを運営しております東邦薬品株式会社を相手として、予め被保護者の情報システムに登録しておく必要がございますことから、オンライン結合による外部提供を行うに当たりまして、今回ご意見を伺うところでございます。

2ページ目の上段に、今回の運用のイメージ等を絵として掲載させていただいておりますので、併せてご参考にしていただければと思います。

3ページ目になりますが、(5) 目的外利用・目的外提供の内容等につきましては、特段想定してお

りません。私からの説明は以上になります。よろしく願いいたします。

#### ○会長

説明が終わりました。何かご意見等ございましたらお願いいたします。はい、委員。

#### ○委員

確認と、そして考え方をご説明いただきたいのですが、先ほど、相手先が東邦薬品株式会社というのですが、ホームページを見ますと、東邦ホールディングス株式会社、持ち株会社の推進室がホームページを見ると出てくるのですけれども、これの相手先は、東邦薬品株式会社でよろしいのかというのが1点。それと、他市の状況を見ますと、小平市さんが、このへんだと唯一やられているようなので、そのへんの状況を伺ったかどうか。それと、予算上の対象者数をどのくらいで予定されているか。最後、個人情報の関係で、先ほどはニックネームというお話でしたが、いわゆる親族等のメールアドレス、ということは、当然登録をされて、いわゆるQRコードを読んで、ということだと、そのQRコードを読んだ部分はそのスマホに直に表示されるのかなとイメージを持ったのですが、仮に東邦ホールディングス株式会社にそういうことを提供した際に、認知症という非常に微妙な部分があって、なおかつ認知症の薬などの開発のニュース等があったり、あるいはこの運用についてアンケート調査が求められたりするということが、穿った見方をすると、非常にある可能性があるなと思いながら、そのへんのプライバシーポリシーを見たのですけれども、特段そのへんを注意するということが、このホールディングスのところになかったので、そのへんはちょっと釘を刺す必要があるのかなと思ひまして、そのへんの考え方を、4点ほど、確認と質問でお願いいたします。よろしく願いします。

#### ○会長

4点ございます。

#### ○石嶋副参事

まず1点目の相手先なのですけれども、東邦薬品株式会社と東邦ホールディングス株式会社が同じグループ会社となっているところでございますが、当方の契約の相手方といたしましては、東邦薬品株式会社という形になっております。2点目が予算規模につきましては、約30人分を計上しております。令和4年度の当初予算に30人分の計上をさせていただいております。近隣の状況ですけれども、小平市から、当市も情報をいただきまして、認知症推進検討部会という、地域包括ケア推進会議の下部組織の部会があるのですが、そちらが検討を重ねてきた結果、今回このシステムの活用が良いのではないかとということで、話が進んできているところでございます。4点目の個人情報のメールアドレスが相手方に伝わっていくということで、委員のほうからそういう情報から相手方の企業の薬の開発ですとか、そういうところに穿った見方をということでご指摘をいただいたところです。私のほうはそこまで、具体的に相手方がどう活用するかということまでは把握ができておりませんので、今回進めるに当たりましては、そういうところを確認した上で、そういうことは遠慮していただきたいということで調整をさせていただきたい。確認を取りたいと思います。

#### ○委員

予算のことで、初期導入費が3万5,000円とホームページに載っているのですが、その30人分を計上ということ。これは税込ですから、税込3万8,500円と、その30名分ということく

らいの予算規模という形ですか。

**○石嶋副参事**

初期投資は3万、金額はそれだけなのです。それとは別に、30人分の追加する金額になってきますので。その費用もある程度抑えたところで実施ができる事業ということで、今回そういう形に。

**○委員**

大体30人分ということ言えば、100万ちょっとの予算事業規模という感じですか。

**○石嶋副参事** 初期費用の3万5,000円につきましては、それだけしかかかりませんので、それ掛ける30人ということではございませんので、予算規模といたしましては、15、6万という形。

**○委員**

全体で15、6万。

**○石嶋副参事**

15万7,000円。抑えて実施というところで、今回。

**○委員**

そうですか。わかりました。たまたま基本利用料というのがホームページに載っていたものですかから、初期導入費が3万5,000円、税込で3万8,500円ということですね。その30人分なのかなと、その費用対効果を考えると、かなり高額になるなというイメージがありました。わかりました。どうもありがとうございます。どうもすみません。

**○会長**

はい、委員。

**○委員**

内容等拝見いたしますと、これを利用する際には、認知症の高齢者を介護しているご家族が申請をするということが想定されるかと思うのですが、利用する際の要件と言いますか、認知症高齢者と記載がありますけれども、それは医療機関の診断書を基にした確認ということなのか、それとも一定程度の要介護認定の度数によって、利用できる、できないということが決まるのか、そのあたりはどのように考えておられるのでしょうか。

**○石嶋副参事**

認知症の疑いがあるような場合、確定の診断がないような場合に、このようなシステムを活用できるかということですが、実際、30人予算を計上しているところで、どのくらいの申し込みというか、想定があるかというのは、やってみないとわからないところはあると考えております。現状、市内のほっと支援センター等とで、認知症の高齢者の方の状況等も確認しているところでございますので、そういう方への働きかけですとか、それと併せて、市報、ホームページ等でこういう事業を始めますのでと周知をした上で、募集状況を勘案しながらだと思っておりますが、初めは認知症というところでスタートしたいと考えております。

**○委員**

厳密に、何かはっきりと基準というか、ドクターの診断書なり要介護認定何度以上ということではなくて、あくまでも利用者本人、ご家族のご要望等を踏まえながら、予算の範囲の中で適用していく

という理解で良いでしょうか。

#### ○石嶋副参事

具体的な運用につきましては、今後、実施要項を定めて実施をしていきたいと考えておりますので、その中で、認知症の確定診断をどこまで求めるかということについても、示していければと考えてございます。

#### ○会長

はい、委員。

#### ○委員

先ほどの話の続きになると思うのですが、当然その東邦薬品の関係があれば、そのあとの個人情報として流れるのであれば、結局、東邦薬品側としては、もっと詳しい情報が欲しいとか、アンケート調査をすれば、そういうことも可能にはなるのですよね。今は殆ど、何でもそうですけれども、ネットで何か買い物をすれば、買い物情報というのがその後注文者に届けるようなシステムに、当たり前のようになっています。ただ、そういうことが起きてしまうと、認知症の方々の家族の方が、それに対して信頼性を失うということも出てくると思いますので、そういった意味でのデータをどうのように活用されるかどうかということも、前もって確認はしておいたほうが良いのではないかと思います。そのへんで、安全であるということを利用者の方にいかに説明できるかということでやっていただければと思いますので、お願いします。

#### ○池田係長

ただ今、委員さんのご質問、それから委員さんからも、個人情報の目的外利用と言いますか、会社に出した際の情報の使い方というところのご懸念というように理解をいたしておりますが、当然今回、高齢介護課で委託契約を結ぶと思うのですが、当然外部提供する委託の中でも、個人情報の取扱いにつきましては、ご懸念を持たれているようなところは理解をするところなのですが、当然そのところは目的外利用は禁止だという形の中で、委託の特記仕様書の中で定めて、ご懸念されているような、いわゆる認知症というセンシティブな情報を薬品会社が使って、別のことに使うと、そういったことは一切禁止という形での契約になると思いますので、それは個人情報を取扱う契約に関しては、全て特記仕様書という中で縛りをかけていますので、そういったところは契約の中できちんと、こういうことがないようにということで、主管側でも徹底していただくという形で、取扱いをしていただければと捉えております。以上でございます。

#### ○会長

私から。一般的には、そういう方を発見すると警察に連絡したり、そういった対応が一般的なのかなと思うのですが、警察に連絡して、警察の職員がQRコードを読んでやり取りをするということも当然想定されるのかなと思います。それ自体は問題は特にないと思うのですが、ひとつ懸念しているのが、発見者が登録情報をやり取りの中で、当然氏名なんかもわかってくる中で、この情報を悪用することは考えられないのかなということです。実際、小平市さんでやられているということなのですが、あくまでも善意の発見者を前提とした制度なのかなと思うのですが、そのへんの考え方、どうように考えているかというのが1点。それからメールでやり取りの内容が、事務局でサーバ

一上で共有されるということなのですが、これはリアルタイムでということになると思うのですが、どういった共有の仕方をされるのかという。この2点。

#### ○石嶋副参事

こちらの市民の方が発見者という考え方なのですが、現在市では、認知症サポーター養成講座というのを長年続けておまして、その数が約2万人くらい、結構な数を養成しているところでございます。認知症の方に対する見守りというところで、多くの市民の方にサポーターになっていただいている中で、その方の具体的な取組みとして、何か一步踏み込んだところでお願いできるようなことがないかということも含めて、今回「ここシル伝言板」というシステムを活用した事業のご提案を考えているところでございますので、そういう認知症の方の、いろいろ勉強等していただいて理解のある方に使っていただければというところが、まず想定としてあります。2点目の、情報共有がリアルタイムかどうかという点につきましては、QRコードを読んで、そのやり取りが始まったタイミングで、事務局としては高齢介護課を想定しておりますが、そちらにも連絡が入るというシステムになっていると認識しております。

#### ○会長

それは自動的に入るといえることですか。連絡先に市とか支援センターが入っているのではなくて、自動的に転送されていくのですか。

#### ○石嶋副参事

連絡先は、市です。

#### ○池田係長

会長すみません。補足よろしいでしょうか。QRコードを読んだ時に、開示される情報は、名前とかは入らなくて、ニックネーム、生年月日なのですが、生まれた年と月までしか出ません。生年月日は開示されませんし、ニックネームと性別と身体的特徴、既往歴、保護時に注意してほしいことしか開示されませんので、基本的には個人情報が開示されないという理解で、運用されると認識しております。以上です。

#### ○会長

それでこの生年月日のところには※が付いているわけですね。なんでこれが付いているのかと思いました。

#### ○池田係長

登録はされますが、発見した人には開示されないというところですよ。

#### ○会長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1「包括的支援事業におけるオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○委員一同

異議なし。

#### ○会長

ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○石嶋副参事

どうもありがとうございました。

### 諮問2「障害者自立体験とびたち支援事業の委託について」

#### ○会長

次に諮問2「障害者自立体験とびたち支援事業の委託について」を審議いたします。担当課の説明をお願いします。どうぞお座りください。

#### ○大法課長

福祉部障害福祉課の大法でございます。私からは、お手元の資料9ページ、障害者自立体験とびたち支援事業の委託につきまして、事務の開始について及び事務の委託について諮問をするものでございます。諮問の理由を、9ページ囲みに記載してございます。対象者に対する自立体験の場の提供と、自立生活に向けた支援を実施するため、障害者支援に関する知識と経験を有する指定障害福祉サービス等事業者にと事務の委託を行いたいというものでございます。個人情報を取扱う事務を新たに開始しようとする時は、審議会に報告することが条例第7条第4項に定められておりますことから、これに基づき審議会に報告するものでございます。また、個人情報を取扱う事務の委託をするに当たりましては、予め事前に審議会の意見を聞かなければならないと、条例第10条第2項に定められておりますことから、委託することにつきましてご意見を伺うものでございます。

それでは、補足資料の5ページに基づきまして、ご説明申し上げます。まず、(1)番といたしまして、事務の名称と目的でございます。①の事務の名称でございますが、「障害者自立体験とびたち支援事業」となります。事務の目的でございますが、「地域で自立した生活を目指す障害者が、ひとり暮らしやグループホームで安心して自分らしく暮らし続けられるよう、自立生活を体験する場を提供し、適切な支援を行う事業を実施し、障害者の自立意欲の促進及び自立能力の向上を図る。」というところでございます。(2)といたしまして、対象者の範囲でございますが、対象者は、ひとり暮らし等の自立生活を目指している障害者及びその家族等でございます。(3)番目といたしまして、個人情報取扱事務届出事項の内容でございますが、個人情報の項目は、地域で自立した生活を目指す障害者の氏名、住所、生年月日、電話番号、性別、健康状態、家族状況、職業・職歴、心身障害の種別でございます。

(4)番目といたしまして、委託先、委託期日及び委託内容でございますが、委託先は、東京都又は市が指定いたしました指定障害福祉サービス等事業者でありまして、本事業を実施するための要件を備えた事業者です。委託期間でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日でございます。

おめくりいただきまして、委託内容でございますが、ひとり暮らし等の自立生活を目指している対象者に対して、指定障害福祉サービス等事業者が管理している施設のうち、市長が適当と認めた施設において、自立体験の場を提供し適切な支援を行う業務を委託するものでございます。なお、オンライン結合による外部提供につきましては対象外、また、目的外利用・目的外提供の内容につきましても、対象外ということでございます。以上、ご説明申し上げました内容に関しまして、本事業を委託

することにつきまして、ご意見を伺うものであります。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何かご質問等がございましたらお願いします。委員。

#### ○委員

障害者の自立支援の事業は、今までもは〜とふる等で行ってきたと思うのですけれども、今回のとびたち支援事業というのは、は〜とふるで加えてやるということではなくて、様々な事業所の中でこの事業ができるところを、これから募集をして事業を広げていくということによろしいでしょうか。

#### ○大法課長

お答えいたします。今、委員からご照会のありました事業、確かに〜とふるでも、自立体験事業ということで、障害福祉サービスの枠はあるのですけれども、それとは別に、今回の事業の想定している対象といたしまして、例えば在宅でご家族と同居している方で、将来一人暮らしとかグループホームで生活したいという人、あるいは施設入所、あるいは精神科病院に入院しております、退院後地域で一人暮らしなど、グループホーム、あるいはそうしたもので地域生活を考えている人を想定しているものでございます。そうした方々が、家族以外の方から様々な支援を受けながらも、地域で安心して一人暮らし、あるいはグループホームで生活できるというイメージをしていただくための、自立宿泊体験という場を設けるものでございます。委員おっしゃったように、現在想定しているものが、例えばこの事業をやるに当たっても、やはりハード的な施設の整備、要件を備えているということも必要だと思います。例えば利用者がくつろいで過ごせる場所である。部屋や、トイレ、洗面所、それから炊事場とか。そういうものを備えている事業所を、今、市内の事業所がいくつかございますので、そういったことをお話しながら、市として指定をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○会長

ほかに。委員。

#### ○委員

今、設備について、お話がありましたけれども、こういう障害者の場合は、精神的なケアのほうがかなり重要な要素を持っているので、そこで支援する方々の資質の問題というのは、どのように考えていますか。そのへんの調査はどのようにされますか。

#### ○大法課長

委員おっしゃるとおり、そちらの精神的なケアというものはやはりかなり大事だと思っております。まず、市がこの事業を受け入れてもらう事業所というのは、東京都が指定した、例えば短期入所事業所とか、グループホーム事業所ということで、従前からソフト面、人的な配置というものが備わっている事業所をまず選定していきます。更に、今回この事業を行うに当たりまして、受け入れコーディネーターというものを配置してもらうことを条件にしております。そうした方々におきましては、受け入れ、自立体験をその部屋ですするという方についての様々な状況を勘案して、支援プログラムを作成していく、更に支援していくということで、資格を持ったノウハウのある方が、常に寄り添い、支

援していくということを想定しております。そうしたことで、精神的不安の解消をしていけるのではないかと考えております。以上でございます。

**○会長**

私から意見。これは、この場の提供をするということについては、本人あるいはご家族からの申請とかそういったことなのか、同意を得て実施するという考え方でよろしいでしょうか。

**○大法課長**

はい。会長がおっしゃったとおり、まずは本人あるいは家族からの申し出ということ、あるいは市内に相談支援事業所というものが従前からございますので、そうした三者からの推薦、本人の申し出ということの基本にして、こちらを受け入れていきたいと思っております。以上でございます。

**○会長**

よろしいでしょうか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2「障害者自立体験とびたち支援事業の委託について」は、提案のとおり承認とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員一同**

異議なし。

**○会長**

ありがとうございます。それでは、本件につきましては提案のとおり承認といたします。どうもありがとうございました。

**○大法課長**

ありがとうございました。

**諮問3「母子保健事業における産後ケア事業に関する事務の委託について」**

**○会長**

次に諮問3「母子保健事業における産後ケア事業に関する事務の委託について」の審議を行います。どうぞこちらにおかけください。

**○志村課長**

健康課長の志村でございます。係長の弥勒でございます。よろしくお願いいたします。

**○会長**

それでは、説明をお願いします。

**○志村課長**

それでは、諮問資料の15ページ、また補足資料の7ページをお開きください。諮問3、母子保健事業における産後ケア事業に関する事務の委託としまして、事務の変更と事務の委託についてでございます。諮問の理由といたしましては、母子保健法に基づきます産後ケア事業を実施するために、専門性の高いケアを実施できる産婦及び乳児を専門で診る機関、産婦人科及び助産院に事務の委託を行いたいというものでございます。事務の委託としましては、種別としては委託になります。2の説明内容としましては、本件は、個人情報を取り扱う事務の委託について、東大和市個人情報保護条例第

10条第2項に基づき、ご意見を伺うものです。

(1) 事務の名称と目的(事務の概要)についてでございます。①事務の名称は「母子保健事業」です。②事務の目的は、出産後において家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子を対象に、心身のケア、育児の支援、その母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行うことにより、産後安心して子育てをする体制を確保し、母子の心身の健康の保持増進を図ることを目的とするものであります。今回は、出産後の母及びその乳児に対する支援を委託することに伴い、本件の届出事項の変更及び諮問をするものであります。(2) 対象者の範囲。産後ケア事業の対象者は、産後1年未満の産婦及びその乳児であって、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない者のうち、産後に心身の不調又は育児不安がある者であります。(3) 個人情報取扱事務届出事項の内容(変更の場合は、その内容と理由)。産後ケア事業において、取り扱う個人情報の項目は、①住所、②氏名、③電話番号、④生年月日・年齢、⑤初産・経産の別、⑥出産日、⑦出産週数、⑧出生時体重、⑨家族状況であります。(4) 委託先、委託期日及び委託内容(変更の場合は、その内容と理由)。委託先につきましては、阿部産婦人科及び東大和助産院に委託する予定としております。②委託期日につきましては、令和4年4月以降に実施を予定しております。③委託内容。産後ケア事業の利用を希望する者は、市に利用申請書を提出し、専門職と面接を行い、利用を決定した後に実施機関に予約をします。実施内容は、母体ケア、乳児ケア、育児に関する支援、心身のケア、母の食事の提供等になります。④委託をする理由。実施内容は、産婦及び乳児に対する専門的な知識及び技術が必要であることから、妊産婦専門の診療を行う産婦人科及び助産院に委託したいと考えております。(5) オンライン結合及びオンライン結合による外部提供の内容につきまして、本件においては対象外となっております。(6) 目的外利用・目的外提供の内容につきましても、本件においては対象外としております。(7) その他は、特にございませぬ。以上、ご説明申し上げました事務に関し、本事務を委託することについて、ご意見を伺うものであります。よろしくお願ひいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。説明が終了しました。ご意見等ございましたら、お願ひいたします。はい、委員。

#### ○委員

委託先なのですけれども、阿部産婦人科と東大和助産院に決めた理由は何ですか。

#### ○志村課長

委託先につきましては、市内でお産ができる医療機関と助産院が、阿部産婦人科医院と助産院の2か所であったということでございます。助産院さんのほうですと、お母さまの授乳の時のおっぱいのケア、乳頭マッサージですとか、そういったことが非常に専門的でいらっしゃいますので、そういった専門性を利用しながら、この2つの委託先を選定したという経緯になります。

#### ○委員

その場合、2か所の場合、どちらにするかという選択者は、どちらになりますか。

#### ○志村課長

委託先との調整の上では、宿泊型については助産院で、通所型と言って、日中お母さまが過ごして

いただく場所としては阿部産婦人科という形で、使われる、ご希望されるサービスの内容によって、委託先の役割分担をする予定で進めております。

○委員

利用者の意思は反映されることはどうなのですか。反映については。

○志村課長

保健師が、妊婦の時から面接をしまして、お母さんの意向に沿って、どういった、デイケアなのか、宿泊なのかの希望を聞いてという形になっております。

○会長

はい、委員。

○委員

ありがとうございます。この事業は大変ニーズの高い事業だと思うのですが、この要綱の中で、短期入所又は通所型については2泊以内、又は通算して4日以内ということでの記載がございませぬけれども、これについては対象年齢の間であれば、何回か利用できるという理解でよろしいでしょうか。それとも、1回に限るといふことなのでしょう。

○志村課長

1つの1世帯、母子に対して、短期型を1回と通所型を1回、短期入所型でしたら2泊以内と、通所型は4日の利用が可能です。それ以上に関しては、やはり沢山の方に利用していただくために、原則両方とも1回ずつということになります。

○委員

ありがとうございます。

○委員

よろしいですか。非常に良い事業だと思いますし、産後ケアが今までどういう形でされてきたのか、やはりこれから安心して産めて、子育てができるのは非常に良いことだと思うのです。個人情報とは外れてしまうのですけれども、予算あるいは予定対象者数というのを、これから予算をある程度考えていращやるのだと思うのですけれども、想定される対象者数というのは、今だと入所型が1回、通所型が1回ということなので、人数的なものがわかれば、教えていただきたいです。

○志村課長

大まかなのですけれども、1か月に大体5組くらいとか、そのくらいの予定を12か月で試算して、予算を立てた記憶がございませぬ。確実な数字はないのですけれども。

○委員

いえいえ。大体の予算がわかれば。それだけケアを、必要な方に必要なケアをするというのはとても大事なことだと思います。ありがとうございます。私のほうは以上です。

○会長

私から。この利用申請を出してから、判断自体は専門職の方がされるということなのですが、先ほど委員からもあったのですが、利用期間というのは、こういった期間の中で、母子が抱える様々な支援が必要な様子はなくならないと、私は、変な言い方ですけども、思うのです。これが継続した場

合に、これもまた個人情報とは関係ないのですが、どういったケアを、今までもこういったケアはされてきたと思うのですけれども、どういったケアになるのかというのをお聞きしたい。

**○志村課長**

産後ケアというのは、今まで出産後から概ね4か月期間が一番、産褥期も含めまして、お母さんの母体に負担がかかるということで、去年までは4か月までという対象だったのが、1年までと今回増えたので、生後1年未満の方たちに対してのケアということで実施する予定であります。なので、ご心配されたように、ケアが1年で終わるとは限らないというご家庭もあると思いますので、それはまた産後ケア以外の受け皿で、母子保健の中の事業で、産前産後ケアみたいな切れ目のない支援を、保健師等が実施していく予定であります。以上です。

**○会長**

ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。それでは、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問3「母子保健事業における産後ケア事業に関する事務の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員一同**

異議なし。

**○会長**

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○志村課長**

ありがとうございました。

**諮問4「家庭廃棄物処理手数料の減免事務の委託について」**

**○会長**

次に、諮問4「家庭廃棄物処理手数料の減免事務の委託について」を審議いたします。どうぞお座りください。それでは、担当課の説明をお願いいたします。

**○中山課長**

改めまして、環境部ごみ対策課の中山と申します。今回説明をさせていただきます。それとごみ対策課ということで、作業員で申し訳ありませんが、白川と福士になります。よろしく願いいたします。説明に当たりましては、まず補足資料で説明をさせていただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。今回、諮問4番、9ページになります。家庭廃棄物処理手数料の減免事務の委託という形をお願いいたします。こちらの種別につきましては、委託事務でございます。説明につきましては、今回、個人情報保護条例第10条第2項におきまして、ご意見をいただくものでございます。事務の名称につきましては、家庭廃棄物処理手数料の減免事務、事務の目的につきましては、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び条例施行規則に基づく手数料の減免の決定ということでございます。対象者につきましては、申請者及び申請者の同一世帯の構成員でございます。こちら個人情報取扱事務届出事項の内容につきましては、変更対象としまして、家庭廃棄物処理手数料の減

免事務を、登録番号37番ということで従前行っております。今回、新たに家庭廃棄物処理手数料減免通知にかかる封入封緘等の事務を、外部委託をするということでのご意見という形でございます。

ページめくっていただきまして、裏面になります。(4)番、委託先、委託期日及び委託内容がございます。委託先については、これから決定をするということで、現段階では未定となっております。委託期日につきましては、令和4年5月1日から令和4年9月30日を見込んでございます。委託内容につきましては、家庭廃棄物処理手数料の減免事務は、主に減免申請の受付及び、減免申請に対する可否の決定に大別されます。これに関して、以下の事務を委託するという形でございます。減免申請書及び同封書類の印刷、封入封緘ということで、まず1点。また、そのいただいた減免申請書に関しまして、減免が可能かどうか、また却下決定通知書等の同封書類の印刷、また封入封緘事務でございます。オンラインでの結合等についてはございません。目的外利用等の情報提供に関しましても、特にこちらへの該当はございません。また、その他につきましては、今回、現状行っている事務を外部委託ということで、封入封緘までを事業者をお願いするということでございます。減免事項につきましては、令和3年度、申請書をいただいた方に関して決定した方、こちら大体2,700件ほどございますが、そちらの方々に対して、まず減免の憑憑ということで、6月を目処に申請書をお送りさせていただき、その申請書を基にして、審査をいたします。その審査をさせていただいて、決定をする、また却下をするという通知を8月に出ささせていただいて、9月にその減免を受けていただいた方に対して、最大100枚指定収集袋の交付を行うということでの事務対応ということでございます。以上、簡単ではございますが説明をさせていただきました。以上でございます。

#### ○会長

説明がおわかりました。ご質問等ございましたらお願いします。すみません、これ委託の範囲なのですけれども、今、説明では封入封緘までという、前年の利用者約2,700件を対象に申請書を送付ということなのですが、そのあとは、非該当となった場合などは、これも届出になるのか、取り消しとか返還の請求とかするわけですね。そういったところは、委託の範囲には入らない。

#### ○中山課長

まず、1回6月に憑憑ということで、あなたはこれで該当になりますよということで通知をさせていただいて、その通知に基づいて申請をいただきます。その申請をいただいたものに関して、審査をいたします。その審査をした内容に応じて、あなたは該当になります、あなたは非該当ですという通知を、8月を目途に通知をさせていただくと、そこまでの事務の委託をするという形でございます。今、会長がおっしゃっていただいたように、返還という話のところは、こちらはそれはありませんで、申請をいただいたものの却下通知又はあなたは該当ですという、その通知の作成及び封入封緘まででございます。以上です。

#### ○会長

そうすると、該当しますよ、しませんよというのは、例えば施行規則のほうで、いろいろな該当する理由が書いてあるのですが、この該当者、該当する人もすでに先に把握して通知を差し上げるということなのでしょうか。

#### ○中山課長

まず、昨年度の状況で、こういう形で申請をいただいていますので、もし変更がなければこのまま申請をしていただく。また変更があれば、変更した内容で申請をしてくださいという通知をさせていただきます。ですので、まずいただいた、ご本人の個人情報の閲覧の関係で、承諾をいただかないと該当年度は見られませんので、今の段階で行くと、まず去年の情報でお願いをする。それで、ご本人が承諾をした中で、私たちのほうで個人情報の閲覧をさせていただいて、新たに令和4年度の情報で、審査をしていくと、そのような流れでございます。

○会長

そうすると、該当していても申請がなければ、去年利用していなくて該当している方には、こちらから積極的に申請できますよということは、PRはしないというか、そういう作業はしないのですか。

○中山課長

まず、今回お願いするのは、令和3年度の情報で、もう該当されていらっしゃる方に関して、令和3年度の情報で令和4年度も引き続き該当であれば、この申請書を送っていただいて、ご本人様の個人情報の閲覧の承諾をいただければ、私たちのほうでその申請内容に応じた形で個人情報を見て、却下なのか、可能なのかということの判断をさせていただく。その懲憑のための通知が1回あります。2回目の時に、可能なのか、否なのかという形の通知をさせていただくという話でございます。

○会長

すみません、もう1点。袋またはシール、そういったものを送付することになると思うのですね。該当の方に。その作業自体は委託内容には入っていないのですか。

○中山課長

それは、この中には入っておりません。基本的に別途行うという形で、それはそれで福祉事務所を使うとか、その形での申請のほうは、その方に対して該当になりましたという話であれば、どこで交付が受けられますという通知を一緒にさせていただいて、交付をするという話でございます。

○会長

ありがとうございました。ほかにはないようですので、審議の意見をまとめさせていただきます。諮問4「家庭廃棄物処理手数料の減免事務の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思います。諮問5「ごみ排出カレンダー等配布事務の委託について」は、提案のとおり承認とさせていただきます。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認とさせていただきます。

諮問5「ごみ排出カレンダー等配布事務の委託について」

○会長

それでは引き続き、諮問5についてご審議いただきます。諮問5「ごみ排出カレンダー等配布事務の委託について」をご審議いたします。担当課の説明を求めます。

○中山課長

整理番号5番になります。諮問5、件名につきましては、ごみ排出カレンダー等配布事務の委託についてでございます。説明につきましては、補足資料の11ページでございます。

諮問5、件名につきましては、ごみ排出カレンダー等配布事務の委託でございます。種別については委託となっております。こちら内容につきましては、個人情報保護条例第10条第2項におきまして、外部委託を行いますので、意見をお伺いするものでございます。

事務の名称につきましては、ごみ排出カレンダー等配布事務、事務の目的につきましては、市民及び市内の少量排出事業者に、これ毎年行っているのですが、9月にごみ排出カレンダーの配布をさせていただきます。その廃棄物の収集日程や排出方法を周知するという形の通知の配布でございます。対象者の範囲につきましては、市民及び市内の少量排出事業者様になってございます。個人情報取扱事務届出事項の内容につきましては、カレンダー等は原則、全戸配布をいたします。個人情報の項目につきましては、カレンダー等の配布に当たり、委託者から指示を要する市民及び少量排出事業者のお名前とご住所、そして電話番号を聞き取った中で、その情報を使って事業者さんに通知をする、依頼をするという形でございます。

裏面でございます。4番委託先、委託期日及び委託内容でございます。委託先は、現状では未定となっております。委託期日につきましては、ごみ排出カレンダー、10月から使うものでございますので、令和4年9月1日から令和4年10月31日を見込んでございます。委託内容につきましては、ごみ対策課からの指示に基づき、市民及び少量排出事業者にカレンダー等を全戸配布いたします。未配布または誤配布の市民の方からの連絡等があった場合に、再配布という形でございます。再配布を要するところ及び要注意箇所について配布をしたときは、配布日時等を記録していただく形で、問題が起きないような形を取ってございます。オンライン結合等はございません。目的外利用等・目的外提供についても該当はございません。今回、委託させていただくということで、ご意見をいただきたいと思っております。基本的にごみ排出カレンダーにつきましては、9月に全戸配布を1回させていただきます。これは全戸配布ですので、全世帯の方に配布をさせていただきます。それから配布が漏れていた、または2世帯だったという方がいらっしゃいますので、そういった方がごみ対策課に連絡をいただきます。その際に、ご本人様からお名前・住所、そして必要に応じた形で使いますので、電話番号をお聞きするという形で、ご本人様から情報をいただいたものを、事業者さんに連絡をし、その事業者がごみ排出カレンダーを適宜適切な形で、市内4区分でございますので、その区分に応じた形の配布を行うのが、こちらの事務の形でございます。以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございます。説明が終わりました。質問等をお願いします。

#### ○委員

確認いいですか。現行では、全戸配布は、私はてっきり委託をしていると思っていたのです。たまたま、私、9月上旬にいつも届くのですが、届かなくて、届かない方はごみ対策課にご連絡くださいと市報にあり、ご連絡したのです。そこまでは変わらないけども、その時には、午前中連絡をしたら、もう夕方にはポストに入っていたので、それは市の職員が、今まではやっていたと。それを今回、そういう事業者を選定して、誤配とか、あるいは1世帯で同じ住宅では1部入れればよかったの

が、もう1つ欲しいよということで、連絡があれば、それは委託をして対応する。そういう流れということでいいですか。今の全戸配布は、高齢者事業団に委託をしていたのかなど印象を持っていたのですが、それが確認で、現行と今後の違いは、その位かなと思うのですが、そのへんをご説明よろしくをお願いします。

#### ○中山課長

確かに、今、委員がおっしゃる形が、まず基本はそれで大丈夫です。委託先ですが、令和2年度までは、市内のシルバー人材センターに、委託をさせていただいておりました。ただ、問題が多々ございまして、やはり高齢者の方が配布をされるという形で、時間的な制約等もございましたことから、現状は民間の方に全戸配布に関しては、委託をさせていただいております。こちらにつきましては、全戸配布という話ですので、もう全戸に配布する、個人情報云々という話ではないので、そのまま継続はさせていただいているところです。今、お話しいただいた再配布という話になった時に、現行でも個人情報ではなく、地図にお名前等全部消した情報で、ここに入れてくださいという話はさせていただいていました。ただ、そうするとやはり誤配布というところがどうしてもぬぐえないところがありますので、もうお名前と住所と、そして必要に応じた形で使う電話番号、本人の方から聞き取ったものを事業者さんにお話をし、必要に応じた形で、そちらを使っていただくという事務の流れです。今回こちらで審議をさせていただくのは、事業者に委託をして再配布の時、または2世帯だった時という、また様々な要因でどうしてももう1度配布が必要だという内容を、ご本人から聞き取った内容を、お名前・住所・電話番号を、相手方、受託事業者にお渡しして、この事業をおこなっていききたいといった形でございます。以上でございます。

#### ○会長

よろしいでしょうか。ほかございますか。1点だけいいですか。再配布を要するところと要注意個所というのは、これはどういう違いがあるのでしょうか。

#### ○中山課長

要注意個所につきましては、確かに再配布と被っているというところがございます。ただ、どうしても1回配布をしたのだけれど、どうしてもその内容で、家族の方が4人いらっしゃって、旦那さんが郵便受けから取っていった。そして奥さんが見たときに、その月に入っていない、そして電話をするというのが、市内の中に複数件いらっしゃるのです。そうすると、やはりそういうところは要注意ということで、ごみ対策課は配布をさせていただくということを、これは1つの例でございますので、させていただいております。そこを要注意とさせていただいて、どうしてもきちんとそこは配布をしない。配布をした場合には、きちんと記録を残すという形をさせていただくのが、要注意という形で位置付けをさせていただいております。以上でございます。

#### ○会長

ほかございましたら。

#### ○委員

外国の方とかでもそのような対応をきちんとカレンダーは届いているのですか。

#### ○中山課長

外国の方というと、現状で作っているのが、このカレンダーという話なので、このカレンダーは、お届けする形はとっています。ただ、外国の方であれば、やはり日本語が読める、読めない等がございますので、そこでは簡素化したカレンダーは実際ございます、分別しているものも。極力、英語読みですけど、ローマ字で読める形では、ある程度は書かせていただいていますし、中を見ていただいた時にも、可燃ごみだった場合には、英語というところもありますので、ここを見ていただいて、分別または排出日を確定していただいて、ご自身の中で排出していただく。ただ、どうしても外国の方だと、やはり文化が違うということもありますので、地域の方々、市民の皆さんのご理解をいただいた中で、排出については促すという形は取っています。外国の方にも届いているということでございます。以上です。

**○委員**

ありがとうございます。

**○会長**

ほかないでしょうか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問5「ごみ排出カレンダー等配布事務の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員一同**

異議なし。

**○会長**

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。どうもありがとうございました。

**諮問6「収納及び支払事務におけるオンライン結合による外部提供について」**

**○会長**

次に、諮問6「収納及び支払事務におけるオンライン結合による外部提供について」の諮問をいたします。どうぞ、お座りください。それでは、説明をお願いします。

**○當間会計管理者**

会計課で会計管理者兼会計課長取扱をしております當間と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、まず諮問の名称は、ただいまお話があったとおり諮問6「収納及び支払事務におけるオンライン結合による外部提供について」となります。資料のページ番号は、49ページとなります。また、諮問案件説明資料は、13ページからとなります。

説明の前に、大変申し訳ありませんが、資料の訂正を2か所お願いしたいと思います。1か所目は、諮問案件説明資料の13ページになります。こちらの下から4行目から3行目にかけて、オンライン外部結合という文言がございますが、正しくはオンライン結合となりますので、外部という文字の削除をお願いいたします。それから、2か所目ですが、次のページの14ページになります。中ほどに(5)の①相手方という欄がございますが、その説明の行の2行目にオンライン結合及び指定金融機関等という、文言がございますが、正しくは指定金融機関等となりますので、オンライン結合

及びという文言の削除をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、諮問案件説明資料に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。まず、1の種別であります。オンライン結合・外部提供となります。2の説明といたしましては、今回は個人情報を取り扱う事務のオンライン結合による外部提供につきまして、条例第13条第2項第2号に基づき、意見を伺うものであります。収納及び支払事務につきましては、現在実施している事務の内容に変更はございません。

(1) 事務の名称と目的であります。①事務の名称は、収納及び支払事務となります。それから、②事務の目的であります。まず「収納事務」は、市民等が銀行振込の方法により、市税等を東大和市に納付した場合に、振込の事実を把握した会計課が振込内容を整理したうえで、各課にその照会を行うものであります。次に、「支払事務」についてであります。こちらは相手方からの請求等に基づき、東大和市が公金等を支出するものであります。

続きまして、(2) 対象者の範囲でございます。①収納事務につきましては、銀行振込の方法により市税等を東大和市に納付した市民等となります。それから、②支払事務についてであります。こちらは東大和市から銀行振込の方法で支払を受けようとする者となります。

続きまして、(3) 個人情報取扱事務届出事項の内容になります。①収納事務につきましては、従来から、入金により振込の事実を把握した会計課が各課にその照会を行い、各課が作成した納付書により収納していましたが、今後は入金の事実を指定金融機関であるりそな銀行からネットワーク、これは電話回線を使いますが、こちらを通じてデータを把握することとなるため、オンライン結合についてご意見を伺うものであります。仕組みとしましては、ネットバンキングを通じて会計課が振込の事実を把握する、このような考え方とご理解いただきたいと思います。14ページに入りまして、なお合わせまして、会計課の行う収入・支払事務につきましては、今回の諮問により、事務の名称を別紙のとおり登録番号1「収納及び支払事務」といたしまして整理したいと考えております。

続きまして、②支払事務についてです。東大和市からの公金の支出につきましては、従来は、会計課が相手方からの依頼に基づき、小切手に基づいて相手方の銀行口座に振込む方法を取ってきました。しかし、今後は、パソコンを用いて指定金融機関であるりそな銀行とのネットワーク（電話回線）を通じて東大和市会計管理者名義の決済用口座から自動引落しにより支払いを行うことができるようになるため、オンライン結合による外部提供についてご意見を伺うものであります。仕組みといたしましては、ATM等を通じて銀行振込を行うことと同様のものになるとお考えいただきたいと思います。本日の資料の55ページをご覧くださいなのですが、フロー図を参考資料として付けております。まず、55ページ、収納ですが、上のラインがオンライン結合前です。下の流れがオンライン結合後になります。まず、納税者等の本人の方がりそな銀行へ入金をされたものが、紙媒体で東大和市の会計課へ流れて来ます。この紙媒体というのは、テレ為替という表現をしておりますが、1日30枚平均位、多いときに100枚位のものが、紙媒体として会計課へ流れてまいります。流れてきたものを、会計課で整理しまして、市の各課の主管課へ配分するという形で流れております。オンライン結合後は、下の流れになりまして、本人からりそな銀行への入金は変わりませんが、そこからデータという形で会計課へ情報が流れていきます。この部分がオンライン結合という形で、今回ご意見を伺う部分

に当たります。会計課に流れてきたものは、同じように主管課へ、会計課から配分をしていきます。

続きまして、57ページご覧いただきたいと思います。こちらは、支払の流れになります。やはり、上段がオンライン結合前で、下がオンライン結合後になります。まず、東大和市の各主管課から伝表作成によりまして、会計課へ支払いの依頼がきます。会計課では、それを取りまとめて、小切手という形にしまして、銀行へ振込の依頼をいたします。指定金融機関は、それを各債権者等の銀行口座をお持ちの方のところへ振込むという流れになります。今後、オンライン結合後は、各主管課から伝表作成により会計課へ流れてきた情報につきまして、会計課では小切手またはデータによりまして、指定金融機関へ情報を流したいと考えております。そのあと、送られたデータに基づきまして、指定金融機関は、各債権者等の銀行口座へ振込をするわけですが、今回は、銀行へ会計課からデータで情報が流れますので、ここがオンライン結合になりまして、その流れていったデータを更によりそな銀行が各債権者へ流すということで、外部提供という形になります。今回は、外部提供ということで、ご意見を伺うと、こういった流れになっております。

引き続きまして、説明資料へ戻らせていただきます。(4)の委託先、委託期日及び委託内容となります。今回は、委託ではないので、対象外となります。

それから、(5)オンライン結合及びオンライン結合による外部提供の内容。こちらにつきましては、①としまして、相手方、こちらは、オンライン結合及びオンライン結合による外部提供の相手方は、指定金融機関等となります。それから、②のオンライン結合及びオンライン結合による外部提供の目的につきましては、指定金融機関等とやりとりする収納・支払のデータをオンライン結合により行うことができるようにするためとなります。

それから、(6)目的外利用・目的外提供の内容についてであります。今回は、目的外利用・目的外提供ではないので、対象外となります。(7)その他についてであります。こちらは特にございませぬ。

以上、申し上げました事務に関し、オンライン結合による外部提供をすることにつきまして、ご意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。説明が終わりました。何か質問等ありましたらお願いします。

#### ○委員

内容は理解できたのですが、従来、紙媒体でやっていたということで、相当、煩雑だと思うのですが、この位の内容であればデータでのやりとりは、従前から早くできたのではないかなと受け止めてしまうのですが、なかなかそれが進まなかった要因というのであれば、お聞きしたいです。

#### ○当間会計管理者

従前から、金融機関等からは、事務の効率化ということで、ご依頼いただいていたところなのですが、個人情報提供という部分ですとか、あと会計事務規則の一部改正が必要といったこともありまして、慎重に事務を進めていくというところから、あと近隣市の動向なども参考にさせていただきながら、今回、ここで導入できたということ、諮問させていただいたという内容です。以上です。

### ○委員

私もインターネットで銀行振込したことあるのですが、りそな銀行からキーコードのカードが来て、そのキーコードをパソコンで入力して支払うという形ですか。支払の場合です。

### ○当間会計管理者

支払の場合には、収納という形だと思うのですが、各納税者の方がりそな銀行に、今、おっしゃられた形で振込をされると思います。それを銀行で取りまとめまして、テレ為替という形で、集約したものにまとめます。それが会計課に回ってきますので、今、納税者がカードを使って振込部分につきましては。

### ○委員

納税者ではなくて、市の側が支払う場合なのですけど。インターネットで銀行からキー変換のカードか何かもらって、そのキーコードを基に、市はパソコンで入力して払うようになったのか、そのへんの仕組みをよくわからないので教えていただきたい。

### ○当間会計管理者

会計課から指定金融機関に送るデータというのは、内訳はあるのですけれども、大きな括りで送らせていただいて、当然、その内訳も入っています。どちらの方にいくらの支払をしていただくという口座番号等の入ったものが送られますので、それに基づいて金融機関で整理して、各債権者へお送りするという形になります。

### ○委員

ということは、そのへんが市特有の銀行とのデータのやり取りなのですね。私がりそな銀行でお願いして、支払ったやり方とは違うやり方で、銀行に一旦お願いして、支払ってもらう形なのですね。

### ○当間会計管理者

指定金融機関というのは、別の銀行に位置付けしておりますので、通常の銀行とは仕組みの部分が違うと思います。指定機関ということで、りそな銀行を指定しておりますので。

### ○委員

わかりました。

### ○委員

何点か確認ということで、事務改正ということで、非常に理解いたしますが、今回の専用電話回線ということなので、これは専用回線という形になるのでしょうか。それから、当然、経費が掛かると思うのですけども、だいたいどのくらいなのか。それから、かなり収納から、こちら会計課、そして各主管課に振り分ける時に、結構日数が掛ったのです。出納整理機関もかなり微妙な部分があって、それがかなり過去には結構苦労したのですが、処理日数がおそらく紙媒体とデータでやれば、当然、日数が減日されるのではないかと思います。そのへんは概要をお伝えいただければと思います。

### ○当間会計管理者

まず、電話回線、専用回線かというご質問ですけれども、こちらにつきましては、今、現在は電話の回線は、通常のインターネット回線になります。今後、ISDNの使用が難しくなってきますので、そこは、今後、指定金融機関と調整して、どのような形で繋げていくかというのは、考えていきます。そ

らが1点と、あと、この電話回線使用する経費ですけれども、現在の通信費、月だいたい5,000円位なのですが、1万円位かかるかなと。データ量が多くなりますので、その分増えるかなということは、予測しております。それから、振り分け作業の時間の短縮につきましては、日時の処理が、今まで紙ベースで銀行とのやり取りをしていると、銀行さんで伝票等の確認に、3時間程度掛かるということで、半日位はその作業に追われてしまって、突合をするのに、その位の時間が掛かってしまったのですが、データでやりとりをしますと、この部分は朝の9時とか、3時間位短縮して突合ができるので、例えば振込間違いがあった場合に、すぐにエラーが確認できるので、対応はその分早くできるという利点はございます。

#### ○委員

経費の部分については、当然、今までは電話回線を受ける機器についてはなかったですよ。ありました、すみません。そこは新たな経費かなと思ったのと、それといわゆる各金融機関から出納整理機関に指定金融機関に来る、いわゆる日数は、改善はそれほどないということですよ。つまり指定金融機関から会計課に来るのが、紙媒体からは確認がかなり迅速にはなるけども、いわゆる金融機関、例えば青梅信金に収納という形で納税書を納めて、それを要するに指定金融機関が取りまとめて、そしてそれから、結構日数掛かっていましたけども、それはそんなに掛からない。つまり指定金融機関と会計課のやりとりが、事務改善になるという捉え方でいい訳ですね。

#### ○当間会計管理者

まず、利用するパソコンですけれども、これは従前から使っているものがありますので、今回、新たに導入するものはございません。それから、経理にデータが回ってくる日数ですけれども、いろいろなデータが回ってくるルートがあるのです。それで、全てが短縮されるという訳ではないのですけれども、エレクトロニック・バンキング、こちらを利用することによって若干日数が即時確認という形で、短縮される部分があるのですが、この銀行に振込まれたお金がどのような形でかかわってくるのかまでは。

#### ○委員

そこは、そんなに変わらないけども、今のこの流れだと指定金融機関から会計課に来るデータ、情報が電子化されるという形で、かなり時間的には改善が見えるということですね。ありがとうございました。

#### ○会長

私も、今の関連でわからないことあるのですが、結局、ほかの金融機関から納められたもの、それを指定金融機関から会計課に送られてくる。ただ、今回のこのオンライン結合で単純に変わったのは、紙媒体からデータでのやりとりに変わっただけと、私はそんな受け止め方をしたのです。このデータでいただける収納にかかる情報、これは、中身はどんな情報として入ってくるのですか。例えば税金だったらこのだれが何税を納めましたという、何期分を納めましたという情報が1件1件入ってくるという考え方ですか。

#### ○当間会計管理者

もちろんその個々のデータ、どなたということと、口座番号ですとか、そういう個人情報は全部デ

ータとしてはあるのですけれども、実際に振り分けにつきましては、お金の入って来るタイミングとか、いろいろ違いがありますので、どのように説明していいか、難しいところもあるのですが、突き詰めればその個々にどなたというのは全部わかるのですが、ある一時点を捉えて、このお金がどなたのものかというのは、なかなか判断しきれないものがありますので、そこを金融機関で処理するタイミングと、会計課で処理するタイミングというのが、若干ずれる部分もあるのですが、結果的にはどなたのものデータが入ったものを送りますので、把握はできているという形にはなります。

#### ○会長

そうすると、このデータを基に、例えば主管課にその情報を会計課から送る。そのデータを活用して、例えば、税金ですと勘定して、データの消し込みをします。そういった流れのものに利用できるデータとして入って来るという考え方ですか。

#### ○当間会計管理者

当然、消し込み等は行います。それは主管課がやる部分といろいろあるので、最終的には、確認は、全体の金額の中で取れるのですけれども。

#### ○会長

このデータを引き継いで、そういった例えば、今までデータ消すのにパンチなどしていましたよね。そういった作業はなくなるとかそういうことはないの。

#### ○当間会計管理者

そういったことはない。

#### ○会長

そういったことはない。そうすると銀行から送られてくるデータの中身というのは、収納にかかる情報というのは何ですか。ここがよくわからない。

#### ○当間会計管理者

数多くのもので取りまとめて送られてきます。それがテレ為替という形で、集約されて来ますので、ですから、会計課に届くのは、そういったもの全部まとめたのが、1日数枚から100枚位まであるのですが、平均すると1日30枚位に取りまとめられて、どんどん回ってきます。当然、それは個別のデータはあるのですけれども、会計課で振り分けをするのは、そのテレ為替の中で表示された金額でのやり取りという形にはなります。

#### ○会長

まとめられたものがデータで来るだけ。それを利用してほかに利用できるということではない。わかりました。

#### ○委員

今、これ指定金融機関はりそな銀行さんと書いてあるかと思うのですけれども、この文章全部見ると、これでは指定金融機関等と相手方等になっているのですけれど、等というのは、りそなさんだけではないのですか。

#### ○当間会計管理者

等の中には、りそな銀行さんから債権者に当たる方もいらっしゃいますので、先ほどのフロー図で

いきますと、指定金融機関から矢印右側の各本人銀行口座という形が等に当たるかなど。

○委員

なるほど。そのオンライン結合をする相手としては指定金融機関だけではなくて、こちら側にも情報が行くと。それが外部提供という形。

○当間会計管理者

支払の57ページのところの流れになりますけど、オンライン結合の下の流れで、データで指定金融機関に送られたデータがいきますので、これがオンライン結合と外部提供という形になるのですが、更にそのデータを基に各債権者の口座へデータが流れますので、それらを含めまして等という表現させていただきます。

○委員

ここの部分は上の、今までオンライン結合は変わらないフローのように見えるのですが、そことの違いというのは、何か。

○当間会計管理者

上の段は、オンライン結合していませんので、形としては変わらないのですけれども、ただデータが直接流れていくと。

○委員

データとして、流れるか、流れないかの違い。わかりました。

○会長

ほかございますか。よろしいでしょうか。それでは、このへんで審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問6「収納及び支払事務におけるオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、提案のとおり承認いたします。ありがとうございました。

諮問7「観光推進事業におけるオンライン結合による外部提供について」

○会長

次に、諮問7「観光推進事業におけるオンライン結合による外部提供について」審議を行います。それでは担当課の説明をお願いいたします。

○佐伯副参事

それでは説明をさせていただきます。私は説明員の市民部の観光推進担当であります佐伯と申します。よろしく願いいたします。整理番号は諮問7番になります。諮問案件名につきましては、うまべえ Instagram 開設に伴う顔写真の収集及びオンライン外部結合についてでございます。諮問資料は59ページから65ページ、補足資料の15ページとなります。補足資料の概要で説明をさせていただきます。1番の種別につきましては、オンライン外部結合・外部提供でございます。2番の説明の

内容につきましては、うまべえは平成24年に開催いたしましたうまかんべえ祭りで誕生した観光キャラクターでありまして、今年でちょうど10年を迎えます。今回、観光キャラクターうまべえの、日常や市の観光イベントの情報に特化して、気軽に市の情報に接する機会を創出するため、令和4年4月1日より写真共有 SNS である **Instagram** の活用を開始いたします。発信する情報に顔写真等の映像が含まれる場合がありますことから、保有個人情報を扱う電子計算組織を実施機関以外のものの電子計算組織と情報伝達システムを利用して結合した上、保有個人情報を外部提供することについて、条例第13条第2項に基づきまして、意見を伺うものでございます。

(1)の事務の名称と目的については、①事務の名称は「観光推進事務」となります。②事務の目的は、観光キャラクターうまべえの日常、市の観光イベント情報に特化し、気軽に市の情報に接する機会を創出することとなります。(2)対象者の範囲でございますが、**Instagram** に掲載するために、撮影したものととなります。(3)個人情報取扱事務届出事項の内容については、主な変更点です。8番の記録項目については顔写真、9番の処理形態についてはオンライン結合に加え、15の備考に追加事項及び課の保有する iPad を用いて顔写真を撮影する旨を追記してございます。(4)番の委託先、委託期日及び委託内容についてはございません。続きまして1枚おめくりいただきまして、(5)オンライン結合又はオンライン結合による外部提供の内容等につきましては、相手方がメタ・プラットフォームズ社でございます。こちらは昨年2021年11月に、旧 **Facebook** から社名を変更したものでございます。2番の目的は、観光キャラクターうまべえの日常や市の観光・イベント情報に特化し、気軽に情報に接する機会を創出するためでございます。(6)その他といたしまして、資料の「**Instagram** を活用した情報発信の流れ」を資料の65ページのところに、図でお示ししたものを資料として添付させていただきました。これによりまして、これまで市から発信する観光情報等につきましては、市の公式ホームページや **Facebook**, **Twitter** 等の情報発信には時間を要してきたということがございましたが、今回諮問させていただいた事項が認めていただけることによりまして、うまべえを通じて、市の観光情報等の発信がこれまで以上に早く発信することができ、これまで情報の届いていなかった方々にも閲覧してもらえる可能性が広がるということで考えております。以上、説明について申し上げます、うまべえ **Instagram** の開設に伴う写真の収集及びオンライン外部結合による外部提供について、意見を伺うものであります。よろしく願いいたします。

#### ○会長

説明が終わりました。何かご質問がございましたらお願いします。はい、委員。

#### ○委員

63ページの質問なのですが、外部提供ができる根拠に、本人の同意のところに印がないのだけど、これは大丈夫なのかなという質問です。観光のイベントに来た人の写真を写して、それをアップすることあると思うのですが、その時に載せることがありますとかいうような同意はないのでしょうか。

#### ○佐伯副参事

今、ご質問がありました同意の件でございます。今、ご指摘のありましたとおり、集合写真はうまべえが見た状況を撮りますので、確かに写った写体の中に、個人特定できる方がいる場合は、確かに

その方にご確認というのですか、こういう掲載をさせていただきますがよろしいですかということを確認した上で、了承いただいた方は掲載させていただいています。了承がいただけなかった場合には、その写真を使わない、もしくはモザイクをかけたり、修正をした形で、やるということを考えております。以上です。

○会長

これは口頭での承諾を得てですか。

○佐伯副参事

はい。

○委員

これは、本人同意のチェックがないのは、このままで書類上は大丈夫なのですか。

○嶋田課長

今、委員からのご指摘で、ページ63の外部提供ができる根拠というのは、本人同意ということでございます。この事業につきましては、今、副参事から説明がありましたように、同意が取れる方というのは当然そういう形になるのだと思うのですが、いわゆる不特定多数の方を写真で撮影した時に写り込んでしまった方とか、そういう方については当然本人同意というのはいただけないと思いますので、そういった意味で、ここは全て本人同意を取るよという場合には当然チェックを入れるのですけれども、そうではない場合があるということでチェックが入っていない、そういう捉え方をさせていただければよろしいかなと思います。以上でございます。

○委員

わかりました。

○会長

ほかにもございますか。それでは審議会の意見をご確認させていただきます。諮問7「観光推進事業におけるオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。

○佐伯副参事

どうもありがとうございます。

○会長

以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

## 5 審議会への報告

○会長

引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の（1）個人情報取扱事務の開始・変

更・廃止について、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○嶋田課長

それでは、報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。資料67ページをお開きいただきたいと存じます。本日の報告事項は記載のとおり、「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」の1点でございます。資料69ページをお開きください。

大変申し訳ありませんが、ここで資料の差し替えを2件ほどお願いいたします。まず1件目は、今ご覧いただいております資料69ページの上から5項目め、子育て支援課の「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業の廃止」であります。10月27日に開催されました第4回個人情報保護審議会におきまして、既に事務の廃止について、ご報告をさせていただいておりましたところ、今回誤って重複して報告案件に掲載してしまいました。よって、お手元に69、70ページの修正後の表を配布させていただきましたので、こちらに差し替えをお願いいたします。また、これに伴いまして、資料79、80ページの廃止の届出書、こちらの削除をお願いいたします。2件目は、81、82ページであります。高齢介護課の「介護職員初任者研修費等補助事業の開始」の届出であります。項目のチェック漏れが1点ありましたことから、お手元に81、82ページの修正後の届出書を配布させていただきましたので、こちらに差し替えをお願いいたします。資料の差し替えについては以上でございます。大変お手数をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

それでは、説明に戻らせていただきます。差し替え後の資料、69ページをご覧いただきたいと存じます。報告1「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。69ページから70ページにかけて一覧表でお示ししておりますが、今回、10の課におきまして、個人情報取扱事務の開始6件、変更2件、廃止3件、計11件の届出がありました。それでは資料に基づきまして、届出の概要をご説明申し上げます。

71ページをお開きください。事務担当課は企画課、事務の名称は「市民説明会参加受付事務」の開始であります。令和2年度に実施した民間のコンサルタント事業者による業務分析の結果を基にした事務事業の見直しについて、市民に説明し、周知するため、市民説明会を開催することから、事務の開始を届け出るものであります。

73ページをお開きください。各課共通事業ですが、取りまとめとして私の文書課とさせていただいております。事務の名称は、「市民説明会等ウェブ開催事業における個人情報取扱事務」の開始であります。今まで人を集めた環境で実施してきた説明会や、イベントなどにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、今後はウェブ環境による実施が全庁的に増えていくことが見込まれますことから、個別の事務事業による届出ではなく、取りまとめた形で事務の開始の届出をさせていただくものであります。

75ページをお開きください。防災安全課で「東大和市国土強靱化地域計画策定事務」の廃止であります。パブリックコメントに係る事務が令和3年10月15日で終了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。なお、パブリックコメントは令和3年9月15日から10月14日までの間実施され、お2人の方から9件の意見提出がありました。

77ページをお開きください。子育て支援課で「子育て世帯への臨時特別給付金事業」の開始であ

ります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、臨時・特別の一時金を支給する事務を開始するものであります。

差し替えの資料 8 1 ページをご覧ください。高齢介護課で「介護職員初任者研修費等補助事業」の開始であります。地域社会を支える介護人材の確保・育成・定着を図るため、事務を開始するものであります。

8 3 ページをお開きください。都市計画課で「コミュニティ交通に関する事務」の変更であります。届書 7 欄及び 1 5 欄の囲み部分に変更点がありますが、市内小中学校の児童生徒に対し、コミュニティタクシーシンボルマークの募集を行うことに伴う事務の変更であります。

8 5 ページをお開きください。都市計画課で「東大和市耐震改修促進計画改定事務」の廃止であります。パブリックコメントに係る事務が令和 3 年 1 1 月 5 日で終了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。なお、パブリックコメントは令和 3 年 1 0 月 5 日から 1 1 月 4 日までの間実施され、意見提出はありませんでした。

8 7 ページをお開きください。土木課で「東大和市高齢者運転免許証自主返納支援事務」の開始であります。高齢者の運転による交通事故の減少を図り、かつ公共交通の利用を促進するため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する事務を開始するものであります。なお、本件につきましては届出書 2 欄に記載のとおり、令和元年 7 月 1 日から開始している事務であります。個人情報保護審議会への報告が漏れておりました。ご報告が遅くなり、大変申し訳ありませんでした。

8 9 ページをお開きください。教育総務課で「東大和市学校施設長寿命化計画策定事務」の廃止であります。パブリックコメントに係る事務が令和 3 年 1 0 月 3 1 日で終了したことから、事務の廃止を届出るものであります。なお、パブリックコメントは、令和 3 年 1 0 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間実施され、3 人の方から 1 0 件の意見提出がありました。

9 1 ページをお開きください。教育指導課で「G I G A スクール運用事業」の変更であります。届出書 7 欄、8 欄及び 1 5 欄の囲み部分に変更点がありますが、インターネットクラウドサービス上で児童・生徒及び保護者に対して、アンケート等を行うことに伴い、事務の変更を届け出るものであります。

9 3 ページをお開きください。中央図書館で「地区図書館の管理運営に関する事務」の開始であります。令和 4 年 4 月 1 日から、地区図書館の管理運営を指定管理者が代行して行うことから、事務の開始を届け出るものであります。なお届出書の 1 5 欄（6）に記載のとおり、業務の引継ぎに必要なことから、令和 4 年 2 月 1 日から事務を開始しております。

以上で私からの報告を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

## ○会長

ありがとうございました。報告が終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。はい、委員。

## ○委員

各課共通の市民説明会 W e b 開催事業が開始されるということで、これはこれからすべての課が、いわゆる W e b での市民説明会が開催できるようになるということの報告の理解でよろしいのですか。

### ○嶋田課長

ただいま委員さんからご指摘のとおり、それぞれの事業で今までやってきた部分というのは、報告案件という形であると思うのですけれども、それですと大量に報告が出てきてしまうということで、ここで一本で取りまとめて、そういう要望があった際には、保護審には報告をさせていただいていますよという形で、そういうところは省力化を図っていきたいということで、これからそういうことをやっている事務については、これで届出済みという取り扱いをさせていただきたいと思っています。以上です。

### ○会長

ほかにございますか。はい、委員。

### ○委員

87ページなのですが、家族状況と親族関係に印が付いているのはなぜなのかなという疑問と、もう一つ93ページにも家族状況というところに印があるのですが、その87ページと93ページこれは必要なものなのでしょうか。

### ○嶋田課長

すみません、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思います。まず委員ご指摘の87ページです。こちら基本的には高齢者の方の免許証の返納ですので、そのどのといった意味で家族状況、親族関係にチェック入っているのかというのまでは、承知はしておらないところです。主管課に確認させていただきました上で、次回の審議会等でご報告をさせていただければと思います。それから93ページでございます。こちら図書館事業でございます。ここは私の想像なのですが、恐らく図書館の利用者の利用登録カードというものがございます。こちらは年齢に関係なく、1歳とか0歳の方でもたぶんつくれるのだと思うのですね。そうした時にいわゆるその親権者の方ですとか、そういった情報も含めてという意味での、恐らく家族状況ではないかなと、これは私の想像なのですが、そういう捉え方での家族状況の枠と捉えていただければと思います。こちらの何か補足あれば係長のほうから。

### ○吾郷係長

はじめの土木課の高齢者の運転免許自主返納の家族状況なのですけれども、返納の際の申請が、本人だけではなくて、本人と同じ世帯のご家族の方も返納の申請ができますので、家族状況のほうにチェックを入れさせていただいております。以上です。

### ○会長

本人が申請できない場合ということですかね。ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で、報告は終了させていただきます。

### ○会長

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問については、審議会の意見として「取り扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございました。

6 閉 会

○会長

ほかに何かありますでしょうか。特にないようでしたら、これもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項があればお願いします。

○嶋田課長

本日は長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。次回の個人情報保護審議会は、4月27日水曜日午前10時から、こちら同じく会議棟の2階になります。第6会議室で行いたいと思います。よろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○会長

その間、特に緊急の開催がなければ、本日が今年度で最後の審議会になります。来る時が来たかなという感じです。阿部部長から皆様にご挨拶があります。

○阿部部長

本日も長時間にわたって、ご審議ありがとうございました。今、会長からお話ございましたように、今年度の審議会につきましては、緊急案件がなければ、本日をもって終わりということでございます。この間、新型コロナの感染対策ということで、様々な事業等、矢継ぎ早に執行する必要がございまして、個人情報の観点から、皆様方のご協力をたいへん賜りました。会長をはじめ、皆様委員の方のおかげで、市の事業を前に進めることができたということで、深く感謝しております。緊急案件がないことを祈りつつ、新年度を迎えたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○会長

では、次回新しい年度での審議会になります。よろしく願いいたします。それではこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。